



平成 24 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 プ レ ナ ス
代表者名 代表取締役社長 塩 井 辰 男
(コード番号：9945 東証第一部)
問合せ先 経営管理室長 丸 山 俊 也
(TEL： 092 - 452 - 3678)

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社が、(有)オフィス創業経営（同社は株ほっかほっか亭総本部の運営する「ほっかほっか亭」フランチャイズチェーンのフランチャイジーとして、埼玉県内で「ほっかほっか亭」店舗を営業していた当社の元加盟店であります。以下、原告と記載。）から提訴されている損害賠償請求訴訟について、東京地方裁判所より、当社の主張を全面的に認め、原告の請求を棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決に至るまでの経緯

本訴訟は、平成 23 年 1 月 17 日付（訴状送達日は同年 1 月 31 日）で、原告が営業を行っていた「ほっかほっか亭川口東領家店」が、当社が出店した直営店の影響により売上高が減少するなどの損害を被り、平成 22 年 12 月をもって閉店するに至ったため、当社に対し損害賠償金を請求するものとして提起されておりました。（損害賠償金につきましては、本訴訟提起時点では総額 11,822,691 円でしたが、平成 24 年 3 月 19 日付で原告が訴えの変更の申立てを行ったため、総額 16,750,026 円の損害賠償を請求する内容に変更されております。）

なお、本訴訟が提起されるに至った経緯など、当時の詳細につきましては、平成 23 年 2 月 1 日付開示の「訴訟の提起に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

2. 訴訟を提起した者

(1) 商 号	(有)オフィス創業経営
(2) 所在地	埼玉県三郷市早稲田一丁目 17 番地 1
(3) 代表者の氏名	代表取締役 堂元 政一

3. 判決があった年月日及び裁判所

(1) 判決日：	平成 24 年 7 月 20 日（判決書送達日は同年 7 月 20 日）
(2) 裁判所名：	東京地方裁判所

4. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

5. 今後の見通し

現時点では、この判決による当社業績への影響はありませんが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上